

しみんかつどうとうさいかいほしょうせいと 市民活動等災害補償制度のご案内



市民活動等災害補償制度とは

市内では、自治会活動・社会福祉活動など、多くの方々によって市民活動が行われています。この制度は、活動中に起こってしまった予期せぬ事故によるケガ等についての費用を補填することで、市民の方々が安心して市民活動を行えるようにする制度です。

※「市民活動」とは営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。



事前に登録が必要だったり、保険料がかかったりするの？

事前登録はいらないわ。事故が起きてしまって初めて4ページの手順で報告するという流れなの。市の予算で事前に契約しているものだから保険料も必要無いわ。



対象となる活動

次のいずれかに該当する活動が対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動、学校管理下の活動、日本国外での活動は除き、**無報酬**（交通費・弁当代等の実費相当分の受領は可）で行う活動に限ります。なお、活動者でなく、見物人や観覧者、応援者、施設への単なる入場者（イベントの来場者等）である場合は対象となりません。

- ① 市民団体等（市民団体及びその指導者又は個人）が自主的かつ計画的・継続的に行う、公益性のある活動（地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動）
- ② 市主催事業（市及び市に準ずる公共的な団体が主催する事業で市長が定めるもの）への参加活動※¹

対象となる市民活動の例	
ア 地域社会活動	自治会活動、防犯活動、交通安全運動、まつり、PTA活動 等
イ 青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、非行防止パトロール活動 等
ウ 社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動(行事手伝い、清掃など)、ホームヘルプ 等
エ 社会教育活動	文化活動、スポーツ・レクリエーション活動※ ² の運営・指導 等
オ その他これらに類する事業又は活動	特定非営利活動法人(NPO)等で、収益事業でない活動、無報酬の活動
カ 市主催事業	市主催の交通安全教室、講習会、総合体育大会 等

※¹ 日常的に市民サービスとして行われていることは除きます。（市役所の通常の窓口業務等）

※² スポーツ・レクリエーション活動については次の場合に限り、対象となります。

市または体育協会・地区体育振興会その他市長が定める公共的な団体が、当該団体の構成員に限定せずに参加対象を広く市民を対象として行う競技会・講習会等で参加者と指導者等が受傷した場合

対象となる事故と補填内容

傷 害 事 故

市民活動中、予期せぬ突発的な要因でケガをした場合や、死亡してしまった場合に補填されます。

平成 28 年 5 月より、熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下「熱中症等」）が補填の対象となりました。

対象者

次のいずれかに該当する方が補填対象となります。

- ①市内に拠点を置いて活動している市民団体の構成員、指導者等
- ②市民団体の行う事業又は市主催事業に直接参加する者

（事前に名簿等に登録した上で、事業に主体的に参加する者に限る。）※来場者や観覧者は対象となりません。

区分	金額(限度額)	内容
① 死亡	500 万円 (熱中症等 300 万円)	事故日から 180 日以内に、その事故がもとで死亡したとき
② 後遺障害	15 万円～500 万円 (熱中症等最高 300 万円)	事故日から 180 日以内に、その事故がもとで後遺障害が生じたとき
③ 入院	1 日 3,000 円	事故日から 180 日以内に、その事故がもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなったため入院し、医師の治療を受けたとき(入院日数は 180 日を限度)
④ 手術	手術内容に応じて定めた額	③ が支払われる場合に、その治療のため手術を受けたとき
⑤ 通院	1 日 2,000 円	事故日から 180 日以内に、その事故がもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなったため通院し、医師の治療を受けたとき(通院日数は 90 日を限度)

～対象となる具体例～

- ・PTA の活動で交通安全指導をしている際に、予期せぬ危険物があり、手を負傷した。
- ・自治会のお祭りの準備中に、足を滑らせて転倒し、負傷した。



活動場所に行く途中でケガをした場合は対象になるの？

活動場所との行き帰りで起きた事故についても、補填対象内よ。ただし、一般的な通常の経路を外れて寄り道をしたりすると対象外となってしまうから、注意してね。



自動車に關係する事故は対象外なの？

自動車に關係する事故は、傷害事故（自分がケガをした事故）は補填対象になるわ。でも、賠償責任事故（他人にケガをさせた事故）は補填対象にならないの。この場合はご本人の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）での対応となるわ。



賠償責任事故

市民活動中に**指導者等**の過失により他者にケガを負わせたり物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、または参加者等から精神的苦痛を受けたと訴えがあった場合に補填されます。

下記の費用で、免責金額(身体・財物賠償は1事故1,000円、受託物賠償は1事故5,000円)を超える部分の金額について支払われます。(例：受託物賠償金額が10万円の場合、10万円－5千円＝9万5千円が支払われます)

- ①被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業補償費、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代
- ②保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用、弁護士費用
- ③損害の防止・軽減のため有益な応急・緊急措置費用

対象者		
市内に拠点を置いて活動している市民団体やその指導者等		
※ 活動の参加者(市民団体やその指導者等以外)が法律上の損害賠償責任を負う事故は対象となりません。		
区分	金額(限度額)	内容
身体(対人)	最高1名 1億円 1事故 5億円	団体や指導者等の過失で、他者の生命、身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
財物(対物)	最高1事故 500万円	団体や指導者等の過失で、他者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
受託物	最高1事故 500万円	団体や指導者等の過失で、一時的に保管又は管理していた他者の財物に滅失、破損、汚損等の損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。ただし、金銭、宝石、貴金属、美術品などに類する物は除く。
人格権侵害	最高1事故 300万円	指導者等の過失、言動等で、参加者等から精神的苦痛を受けた旨の訴えがあり、当事者間で訴訟になった場合

～対象となる具体例～

- ・子ども会活動のハイキング中に指導者の監督ミスにより児童がケガをした。
- ・自治会のお祭りで設置したやぐらが倒れ、近くにいた参加者がケガをしてしまった。

対象とならない主な事故

次の表に当てはまるような事故は、補填の対象となりません。

傷害事故・賠償責任事故 共通して対象とならない主な事故	
・戦争、騒乱、暴動、労働争議などによる場合 ・故意によるもの ・事故報告書の提出が事故発生日より1ヶ月を超えたもの ・その他市民活動等災害補償制度普通保険約款及び特約条項において免責とされる事故	
傷害事故で対象とならない主な事故	賠償責任事故で対象とならない主な事故
・自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの ・地震、噴火またはこれらによる津波によるもの ・心筋こうそく、急性心不全、くも膜下出血、気胸・過換気症候群などの疾病 ・頸部症候群(ムチウチ症)や腰痛などで、医学的他覚所見のないもの(診断によって症状を裏付けることができないもの) ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング、その他これらに類する危険な運動によるもの ・無資格運転によるもの ・酒気を帯びている場合	・所有、使用、管理する車両(クレーン、除雪車等重機を含む)・動物に起因するもの ・地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然変象 ・親族に対して負担するもの ・施設の建設、改築、改造、修理などの工事に起因するもの

保険金受け取りまでの流れ

※報告を受けた事故に対して保険会社が保険約款に基づき審査をするため、活動や事故の内容によっては保険の対象とならない場合があります。

1 事故が起きてしまったら…団体の代表者が、事故報告書をご提出ください。

① 市民活動中に不慮の事故が発生



(事故日より1ヶ月以内)

② 下記添付書類と一緒に、事故報告書を提出(団体の代表者から、市役所市民自治推進課へ)

○添付書類

※ 事故報告書は市のホームページでダウンロードできます。

- i) 団体の規約(団体の活動内容がわかるもの)
- ii) 事故日の日程表(事故日にその活動をしていたことが証明できる書類→行事予定表や体育館等の使用許可書など)
- iii) 当日の参加者名簿(負傷者が参加していたと証明できる書類)

※ 賠償責任事故の場合、以下iv)、v)も必要になります。

iv) 写真(現場及び破損物の破損状況のわかるもの 3枚程度)

v) 見積書(財物賠償の場合) また、このあとの流れについては別途ご相談ください。

※ 市民活動中の事故であることを本人以外の第3者が証明できない場合は、保険の対象とならない場合があります。

(例) 1人での活動中に発生した事故は、本人による申告だけでは証明となりません。また、1人での活動は何か起こった時の発見が遅れ危険ですので、可能な限り2人以上で活動していただくようお願いいたします。



(以下、傷害事故の場合の流れ)

③ 通院・治療

※整骨院・接骨院・整体院等にかかる場合も必ず医療機関で医師の診療を受けてください。

2 治療が終わったら…ケガをしたご本人(または保護者等)が、保険金請求書を提出してください。

① ケガの完治または事故日から180日経過 ※どちらか早い時期



② 下記添付書類と一緒に、保険金請求書を提出(ケガをした本人または保護者から、同課へ)

○添付書類

- i) 診察券のコピー
- ii) 領収書のコピー
- iii) (ケガをした人が未成年の場合)保険情報がわかるもののコピー

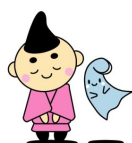
※ 訂正に必要なためご印鑑をお持ちください。

※ 補填金額やケガの種類によっては、所定の用紙で診断書をお取りいただく場合がございます。また、固定具を使用した場合や後遺障害がある場合等には別途ご提出いただく書類がございます。



③ 保険金の受領完了(保険会社より通知)

万一事故が発生した時は、速やかに下記までご連絡下さい。書類の提出、保険制度に関するお問い合わせも下記にて承っております。保険金額は市と契約している保険会社の判断となります。



茅ヶ崎市役所 市民自治推進課
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
TEL 0467-81-7126